

1 基本的事項

(1) 位置づけ・目的

公共施設等総合管理計画の下位計画であり、国のインフラ長寿命化基本計画で示された「個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)」に位置する。

公共施設の改修や削減等を計画的に実施し、コスト削減や財政負担の軽減につなげることで、公共施設のマネジメントを総合的かつ計画的に行うことを目的とする計画。

(2) 計画期間

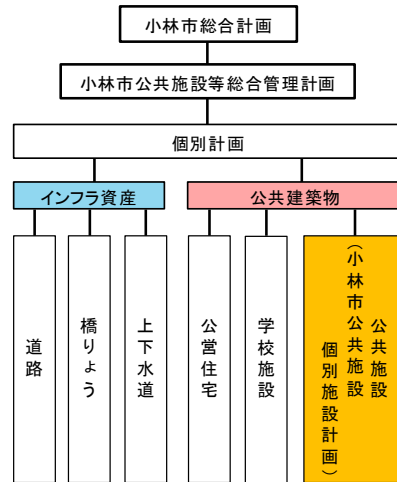
令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間とする。

(3) 対象施設

公営住宅、学校施設、インフラ資産以外の延床面積200㎡以上の公共施設(ハコモノ)、98施設139棟(総延床面積約11万㎡)を対象とする。

ただし、公営住宅及び学校施設は本計画のコスト算定に含めるが、別途個別の長寿命化計画で管理する。

道路、橋りょう、上下水道等のインフラ資産は本計画の対象外とする。



2 公共施設の現状分析

市が保有している公共施設のうち、延床面積ベースで約37%が昭和50年代以前(築40年以上)に建てられている。築30年以上で見ると、保有数の約52%を占めている。人口一人当たりの延床面積でみると、小林市は6.21㎡(2020年人口43,970人時点)となり、全国平均3.22㎡(総務省調査結果のデータ参照)の約1.9倍公共施設を保有している。

小林市は、公共施設の保有量が多く、老朽化が進んでいる状況である。

表. 施設保有状況

	築20年未満	築20～30年	築30～40年	築40年以上	不明	合計
延床面積(㎡)	47,841.18	81,769.97	43,896.11	99,560.09	53.60	273,120.95
割合(%)	17.5	29.9	16.1	36.5	0.02	100.0

3 公共施設の課題

今後、施設の維持管理に多くの財源を必要とすることが想定されるとともに、建設時期が偏っているため、大規模改修等が一定期間に偏ることも想定される。また、少子高齢化による税収の減少という点も考慮して、公共施設を維持管理する必要がある。そのような中でも、安全性の確保は必要であるため、より計画的な公共施設マネジメントが求められる。

4 公共施設マネジメント基本方針

現状分析及び課題を踏まえ、公共施設マネジメント基本方針を以下のとおりとする。

- 「事後保全」から「計画保全」に移行し、長寿命化に努める
- 日常的な点検を実施し、全庁的に公共施設の現状等の情報を共有する
- 利用者の安全を第一に考え、適正に修繕改修等を実施する
- 「建築物耐震改修促進計画」に基づいた耐震診断・耐震補強を進める
- 老朽化や利用状況等を踏まえ、統合・複合化・廃止等を検討する
- 改修工事等の際には、ユニバーサルデザインを取り入れる

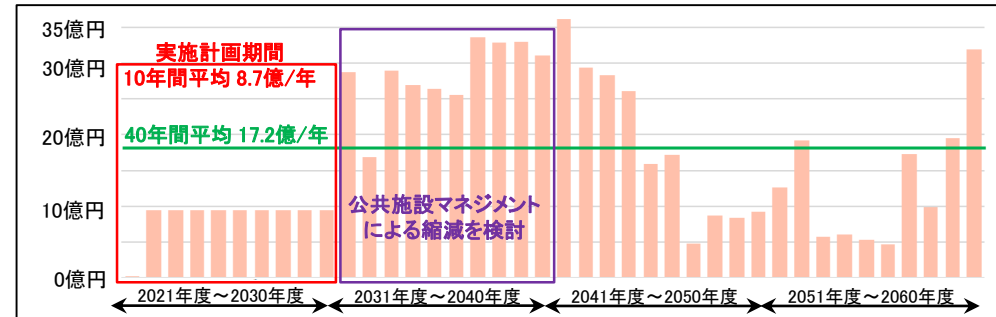
5 公共施設マネジメント基本方針を踏まえた更新予定費用の平準化方針

公共施設マネジメント基本方針、劣化度調査結果、運営コスト、利用者数等を踏まえ、財政負担を最小限に抑えるため、危険な施設の「廃止」、運営コストや更新費用の削減を行うことで計画期間(10年間)内の更新予定費用の平準化を図る。

表. 公共施設個別施設計画策定による効果額の算定

	策定前 単純更新(a)	策定後 平準化(b)	効果額(b-a)
10年間(令和3年度～令和12年度)	204億円	87億円	▲117億円
40年間(令和3年度～令和42年度)	950億円	686億円	▲264億円

表. 計画期間の更新計画(費用)



6 計画期間の目標

計画期間(10年間)において、財政負担軽減のために、全ての公共施設を対象とした運営コストや更新費用の更なる見直しと、住民ニーズをしっかりと捉えつつ、公共施設の統合・複合化・廃止等を進めるとともに、必要な新築、建替えを計画的に進め、今後40年間を見据えて人口規模に応じた公共施設の保有量を目指す。

7 公共施設マネジメント推進体制

公共施設は、そこで展開される事業や住民の活動などと密接に関わるため、適正な公共施設マネジメントを実施するためには、全庁的な取組としていく必要がある。

その上で、本計画の着実な実行と定期的な見直し、継続的に公共施設の運営方法の見直しも必要となるため、公共施設情報を網羅的に把握し、あらゆる面で、施設管理者を総合的にサポートできる体制を整備する。